

福岡県生活援助従事者研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号ロに掲げる研修である生活援助従事者研修（以下「研修」という。）の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）及び平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 福岡県介護員養成研修事業者指定要綱（以下「指定要綱」という。）第7条第1項（指定要綱第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定を受け研修を行う者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守し、この要綱に基づき、適正かつ円滑に研修を実施しなければならない。

(研修の対象者)

第3条 研修の対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(研修の目的等)

第4条 研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。

2 研修の項目、時間数及び科目については、別紙1「生活援助従事者研修カリキュラム」のとおりとする。

3 研修の科目ごとの時間数については、項目ごとの時間数に合わせて配分に偏りがないよう、事業者が適切に定めるものとする。

(研修における到達目標、評価の基準等)

第5条 研修における到達目標、評価の基準等は、別紙2「生活援助従事者研修における到達目標、評価の基準等」のとおりとする。

(研修の講師)

第6条 研修の講師は、別紙3「生活援助従事者研修講師の要件」に該当する者とする。

2 講師の採用に当たっては、面接や資格免許証等によりその適格性について十分に確認することとする。

(研修の会場)

第7条 研修の会場は、福岡県の区域内に確保するものとする。ただし、研修のうち実習の会場については、やむを得ない理由がある場合に限り、福岡県に隣接する県の区域内に確保することができる。

(研修の方法)

第8条 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて実習により行うことができる。

- 2 講義の一部は、通信の方法によって行うことができる。この場合において、事業者は、添削指導、面接指導等適切な措置を講じなければならない。
- 3 研修の時間数は、60.5時間とする。この場合において、通信の方法によって行うことができる講義の内訳は、別紙4「通信の方法で実施できる時間数」のとおりとする。

(科目の免除)

第9条 特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の実務経験を有する者又は次に掲げる研修を修了している者が研修を受講する場合には、事業者は、別紙5「生活援助従事者研修の一部を免除することができる科目及び時間数」に定めるところにより、研修の科目の一部を免除することができる。

- (1) 介護に関する入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）
- (2) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成研修の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。）
- (3) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。）

(研修の教材)

第10条 研修の教材は、別紙2「生活援助従事者研修における到達目標、評価の基準等」に定める内容を網羅し、研修を適切に実施できるものを使用するものとする。

(研修の履修期間)

第11条 研修の履修期間は、原則として4か月以内とし、事業者は、受講者がすべてのカリキュラムを受講できるよう、研修の日程に十分配慮するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、事業者は、研修の履修期間を8か月以内とすることができる。

(補講)

第12条 受講者がやむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合には、事業者は、同等の知識が得られるよう、補講を行うものとする。

(他の研修との一体的実施)

第13条 事業者が、介護職員初任者研修を実施する場合において、第4条第2項に規定する研修科目の全てについて、一体的に実施することができる。

(修了評価及び修了証明書の交付)

第14条 事業者は、研修修了者を認定するときは、修了評価を厳正に実施しなければならない。

- 2 修了評価は、全科目を履修した受講者に対して、0.5時間以上の筆記試験を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の筆記試験に合格した者に対し、遅滞なく、修了証明書(様式第1号及び様式第2号)を交付しなければならない。

(関係書類の保存)

第15条 事業者は、次の各号に掲げる研修に係る書類を備え、研修が終了した日から起算して当該各号に定める期間、保存しなければならない。

- (1) 研修修了者の名簿 永年
 - (2) 受講者の名簿、出席状況及び成績に関する書類 3年
 - (3) 講師に関する書類 3年
 - (4) 実習修了証明書 3年
 - (5) 実習日誌 3年
- 2 前項の規定は、事業者が研修を休止し、又は廃止した場合について準用する。

(研修修了者とみなされる者)

第16条 次に掲げる者は、研修修了者とみなす。

- (1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程並びに訪問介護に関する1級課程及び2級課程の修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 実務者研修(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)第3条に規定するものをいう。)の修了者
- (4) 介護職員初任者研修(施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう。)の修了者

(留意事項)

- 第17条** 事業者は、研修の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなければならない。
 - 3 事業者は、研修の実施により知り得た受講者等の個人情報を、正当な理由がなく漏ら

し、又は不当な目的に使用してはならない。

4 事業者は、受講者等に対し、実習等で知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用することのないよう指導しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。